

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美里町は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県美里町長

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法等の規定に則り 対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一 第56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第74項及び第75項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第40条及び第40条の2</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第26、30、87、106項 並びに内閣府・総務省令第七号 第19条、第44条、第53条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美里町役場 総務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町木部323-1 電話:0495-76-1115
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美里町役場 総務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町木部323-1 電話:0495-76-1115

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年3月6日	1. 特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	住民基本台帳法等の規定に則り、住民の転入・転出・転居・出生・死亡等の異動、照会や証明	美里町(以下「町」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を	事後	システムの改修前に記載を改めたい。
平成27年3月6日	1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	住基システム、中間サーバー・ソフトウェア、住基ネットCS	住基システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、統合宛名システム	事後	システムの改修前に記載を改めたい。
平成27年3月6日	2. 特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル 住基ネット本人確認情報ファイル	住民基本台帳ファイル 住基ネット本人確認情報ファイル	事後	システムの改修前に記載を改めたい。
平成27年3月6日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第7条、第16条、第17条 並びに住民基本台帳法第5条、第6条、第7条、	番号法第7条、第16条、第17条 並びに住民基本台帳法第5条、第6条、第7条、	事後	システムの改修前に記載を改めたい。
平成27年3月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上	【提供ができる根拠規定】 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、	【提供ができる根拠規定】 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、	事後	システムの改修前に記載を改めたい。
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	住民福祉課	住民福祉健康課	事後	平成28年度機構改革による
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	住民福祉課長	住民福祉健康課長	事後	平成28年度機構改革による
平成28年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	美里町役場 総務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1 電話:0495-5-76-1115	美里町役場 総務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1 電話:0495-5-76-1115	事後	平成28年度機構改革による
平成28年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	美里町役場 総務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1 電話:0495-5-76-1115	美里町役場 総務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1 電話:0495-5-76-1115	事後	平成28年度機構改革による
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	住民福祉健康課	住民福祉課	事後	平成31年度機構改革による
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	住民福祉健康課長	住民福祉課長	事後	平成31年度機構改革による
令和1年6月28日	IV.リスク対策	項目なし	リスク対策の追加	事前	様式変更に伴う修正
令和3年4月1日	1. 事務の名称	児童手当の支給に関する事務	児童手当に関する事務	事後	
令和3年4月1日	1. 事務の概要	①児童手当の対象者の資格の確認②現況届受付の確認③支払管理の確認④統計処理の確認	①児童手当受給者の資格確認、所得情報の確認②児童手当受給者の配偶者の所得情報の確認	事後	
令和3年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上	【提供ができる根拠規定】 番号法第19条7号、別表第二の第26、30、8	【提供ができる根拠規定】 番号法第19条7号、別表第二の第26、30、8	事後	
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	住民福祉課	福祉課	事前	令和3年度機構改革による
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	住民福祉課長	福祉課長	事前	令和3年度機構改革による
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	平成27年1月30日	令和3年1月1日	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成27年1月30日	令和3年1月1日	事後	
令和4年9月8日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	美里町役場 総務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1 電話:0495-76-1115	美里町役場 総務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1 電話:0495-76-1115	事後	ガバメントクラウド移行に伴う修正
令和4年9月8日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	美里町役場 総務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1 電話:0495-76-1115	美里町役場 総務課 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1 電話:0495-76-1115	事後	ガバメントクラウド移行に伴う修正
令和5年2月1日	評価書名	児童手当に関する事務 基礎項目評価書	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	美里町は、児童手当の支給に関する事務に係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事	美里町は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、	事後	
令和5年2月1日	I 関連情報 1. ①事務の名称	児童手当に関する事務	児童手当の支給に関する事務	事後	
令和5年2月1日	I 関連情報 1. ②事務の概要		申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。	事前	
令和5年2月1日	I 関連情報 1. ②事務の概要	特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。	特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。	事後	
令和5年2月1日	3. 個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第56項並びに内閣府・総務省令第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年	事後	
令和5年2月1日	I 関連情報 1. ③システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年2月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上	【提供ができる根拠規定】 番号法第19条7号、別表第二の第26、30、8	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第74項及び第	事後	
令和5年2月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和5年1月1日	事後	
令和5年2月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和5年1月1日	事後	
令和6年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	福祉課	こども未来課	事前	令和6年度機構改革による
令和6年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	福祉課長	こども未来課長	事前	令和6年度機構改革による